

広島県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所 の 所 在 地	廃止年月日
社会福祉法人広 谷福祉会	府中市広谷町三九一 番地	セイフティー信 和デイサービス センター	府中市広谷町三九一 番地	平成一六年六 月三〇日
介護福祉サービ ス株式会社	福山市新市町新市八 八八番地	居宅介護支援事 業所ゆうゆう高 木	府中市高木町二〇番 地一	平成二二年一 月三〇日